

令和3年1月14日

保護者・生徒の皆様へ

県立阪神昆陽高等学校
校長 沖 良 宣

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた本校の対応について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会から1月13日付け「近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

つきましては、本通知に従い、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、学校の教育活動を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 登校について

自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校せずに学校に連絡し（072-773-5145）自宅で過ごしてください。欠席にはせず出席停止とします。

2 教育活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を実施します。また、これまで実施していたグループワーク等、生徒が長時間、近距離で対面する教育活動は一時停止します。
- (2) 次の感染防止対策を徹底します。
 - ア マスクの着用を徹底します。
 - イ 各教室で可能な限りの間隔をとります。
 - ウ 教室等では適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行います。
 - エ 食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置をし、会話を慎むように徹底します。
 - オ 毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するようにします。
 - カ 20時以降、授業のある生徒は授業が終われば速やかに帰宅させます。

3 部活動

- (1) 活動を行う場合は、十分な感染予防対策を実施した上で、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（高等学校体育連盟が予定する大会又はそれに準じる活動を除く）、練習試合、合宿は行いません。

4 その他

- (1) 20時以降にかかるわらず、不要不急の外出を自粛するようお願いします。
- (2) 緊急事態宣言を踏まえご家庭でもお子様にご指導お願いします。